

「福祉サービス利用援助事業」や

日常生活自立支援事業

「成年後見制度」を

活用してあなたらしく生きましょう。



香川県社会福祉協議会

1.こんな時には、この制度を!!

利用できる制度

援助内容

利用の範囲

福祉サービス利用援助事業(日常生活自立支援事業)

相談・契約は…
県・市町社会福祉協議会

- 福祉サービス利用援助
- 日常的金銭管理
- 生活上の必要な手続き・支払い援助
- 施設や病院が行っている
金銭管理に対する見守り
- 書類等預かりサービスなど

福祉サービスって
どうやって利用できるの?

生活費の払戻しや
支払いなどが難しい…。

判断能力が低下していて
契約締結能力が無くても、
成年後見制度を利用することにより
後見人との契約でサービスを
利用することができます。



福祉サービス利用援助事業利用開始

安心して生活がおくれるよう専門員や生活支援員が支援します。

判断能力の低下

判断能力あり

不十分

著しく不十分

欠ける

成年後見制度

法定後見

(成年後見・保佐・補助)

手続案内・申立ては…
本人の住所地を管轄する家庭裁判所

- 身上監護
施設入所契約
医療契約
介護契約 など
- 財産管理
不動産の処分
遺産分割
売買契約の締結 など

契約行為をするには
不安があるなあ。

重要な契約行為は
自分では無理。

契約行為が全く
出来ない。

「補助」

「保佐」

「後見」

「同意権」や「取消権」、「代理権」などの法的な権限により支援をします。



任意後見

相談・契約は…
公証役場

- 将来の判断力低下に備えて
契約をしておく

任意後見契約

今は元気!だけど、
今後のことが不安…。

任意後見開始

将来、自分の判断能力が低下した場合に備えて、
自分で任意後見人を選任しておきます。



2.福祉サービス利用援助事業 日常生活自立支援事業

ご相談は 香川県社会福祉協議会、各市町社会福祉協議会

福祉サービスの利用手続きや生活費の管理が一人では難しい...

「生活支援員」が訪問して、日常生活の心配ごと、困りごとの相談を受けながら、福祉サービスを利用する手続きのお手伝いや、日常生活費の管理のお手伝いをします。

サービス内容

1 福祉サービスの利用援助

- 福祉サービスについての情報提供や利用手続きのお手伝い
- 利用している福祉サービスの苦情を解決するためのお手伝い

(生活支援員が訪問して、生活の困りごとや心配ごとのご相談を受けます。)



2 日常的金銭管理サービス

- 公共料金の支払いや年金受領の確認、預金からの生活費の払い戻しなど、日常的なお金の管理のお手伝い

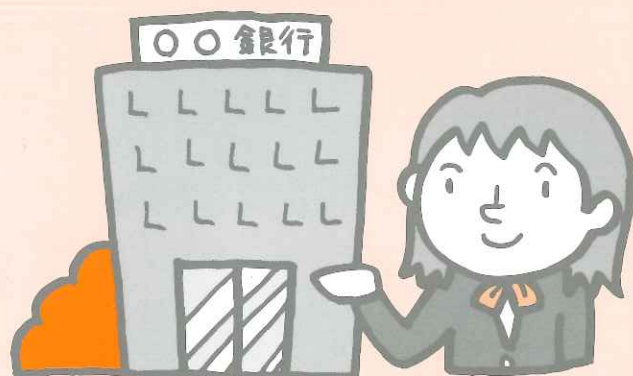
(生活支援員が訪問して、銀行から生活費を払い戻すお手伝いや、生活費の使い方のアドバイスをします。)



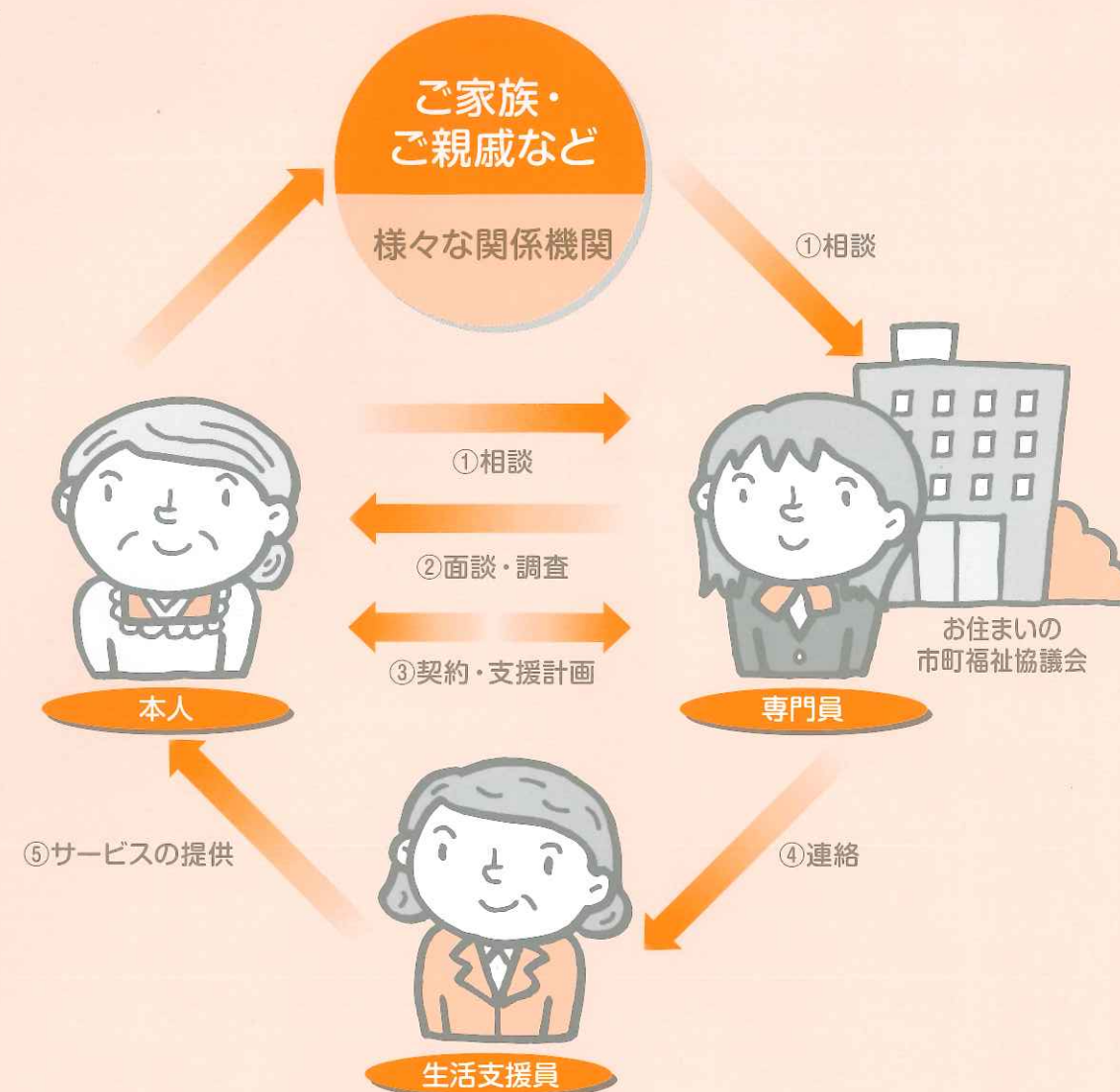
3 書類等の預かり

- 定期預金通帳や年金証書など、無くしては困る大切な書類の預かり(金融機関の貸金庫等でお預かりします。)

※「書類等の預かりサービス」のみの利用はできません。



サービスのしくみ



利用するには

お住まいの市町社会福祉協議会にご相談ください。専門員が訪問して、ご本人と提供するサービスの内容を話し合い、支援計画を立て、契約を結びます。契約後は、支援計画に基づいて、登録されている「生活支援員」がサービスを提供します。

利用料

- 1回(1時間程度)の利用の場合: 利用料金 1,500円 (生活保護を受けている方は、補助されるので無料です)
- 書類等の預かりで金融機関の貸金庫等を利用する場合: 貸金庫利用料金の実費

利用できる方

- 高齢や障害により、日常生活上の判断に不安を感じている方が対象です。
- ・医師による認知症の診断や、療育手帳・精神保健福祉手帳の有無は問いません。
- ・成年後見制度を利用して、福祉サービス利用援助の契約をすることもできます。
- ・入院・入所中の方も利用できます。

3.成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などによって判断能力が十分でない方について、家庭裁判所に申立てを行い、本人を援助する者（成年後見人等）を選任して、法的な権限を与えて、本人の判断能力の程度に応じた援助ができるようにする制度です。成年後見制度には、「法定後見」と「任意後見」があります。

法定後見 ・すでに判断能力がない、あるいは不十分なために
・契約上のトラブルや財産管理に問題を抱えている・・・

手続案内・申立ては 本人の住所地を管轄する家庭裁判所

※本人の判断能力の程度に応じて「成年後見」「保佐」「補助」の3つの類型に分けられます。

類型	判断能力の程度
成年後見	日常の買い物程度でも、買うという意味を理解できないため、一人で行けないなど、日常的な事柄がわからない。植物状態になっている など
保佐	日常の買い物程度は一人でできるが、不動産や自動車の売買、金銭貸借、抵当権の設定など重要な取引行為の意味が理解できないため、一人でできない。
補助	不動産の売買などの重要な取引行為を一人で行うのは心配だ、誰かがついていたほうがいい。

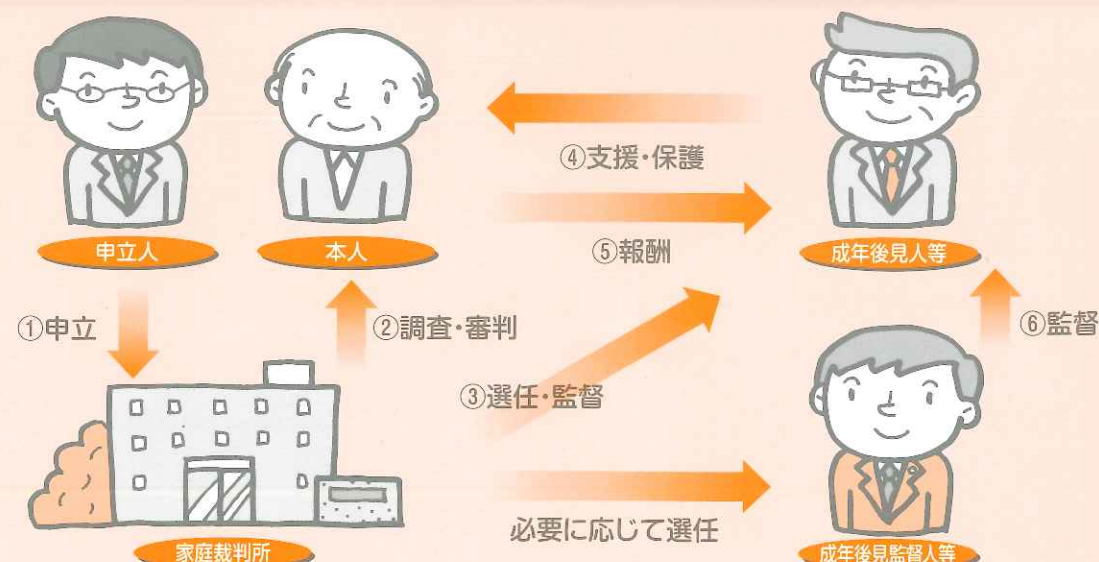
家庭裁判所が、類型に応じて、「成年後見人」「保佐人」「補助人」を選任して、本人を保護します。成年後見人等は、親族のほか、弁護士、司法書士、社会福祉士などから選任されます。

●同意権・取消権

保佐人等の同意なしに行った、本人の法律行為を取消（無効）にする権限
例えば、本人が、保佐人等の同意なく行った高額な布団の購入の取消し。など
ただし、日用品の購入など日常生活に関する行為の取消しはできません。

●代理権

後見人等が本人に代わって（代理行為をして）法律行為を行う権限
例えば、本人の代理人として、成年後見人が特別養護老人ホームの入所契約を行う。など



利用するには

本人の住所地を管轄する家庭裁判所に申立てます。申立てを受けると、家庭裁判所が本人の心身・生活状況及び財産状況等を調査します。「後見」と「保佐」類型の場合は、原則として医師による鑑定を行います。調査や鑑定結果などを踏まえて、法定後見を開始する審判がなされ、成年後見人等が選任されます。
家庭裁判所では、家事事件受付窓口において手続きや申立てに必要な書類、費用などについて説明を行っています。

申立てできる方

「本人や配偶者、四親等内の親族（おい・めいなど）等」が申立てできます。
本人に判断能力が無く、親族もいない場合は、「市町村長」が申立てできます。



申立てに必要な書類と金額

※詳しくは、申立てする家庭裁判所に確認してください。

- (1) 申立書 必要事項を記載したもの
- (2) 収入印紙 800円（申立手数料。申立書に貼付。内容により異なる場合があります。）
2,600円（登記手数料）
- (3) 郵便切手 3,700円程度 ※各家庭裁判所により異なります。
- (4) 添付書類
 - ①申立人 ・住民票1通
 - ②本人 ・戸籍謄本、住民票（又は戸籍附票）各1通
・成年後見に関する「登記されていないことの証明書」（東京法務局の発行するもの）
・医師の診断書
・同意書（補助開始の場合）
 - ③成年後見人等候補者 ・住民票1通
- (5) 鑑定費用 後見類型、保佐類型の場合は、原則として本人の判断能力の状況等を調べるために、医師による鑑定を行います。鑑定を要する場合は、費用として4～10万円程度必要になります。

報酬

成年後見人、保佐人、補助人の報酬は、成年後見人等から付与の申立てがあれば、本人の財産の中から支払われます。
（報酬については個々の事案に応じて家庭裁判所が支給の可否や金額を決定します）

本人を保護する方法（成年後見人等と与えられる法的な権限）

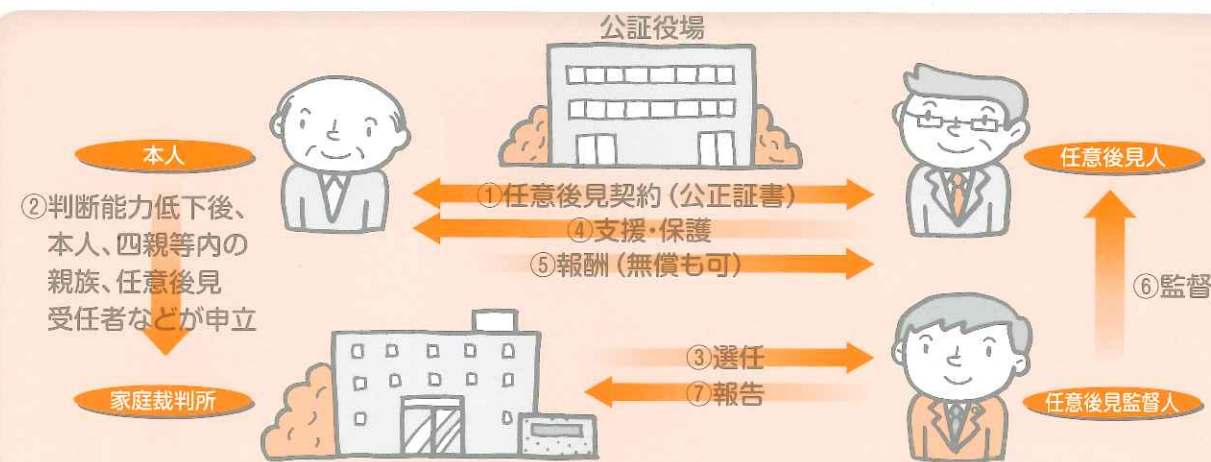
制度のしくみ

任意後見：今は身の周りのことは自分でできるけれど、将来に備えて・・・

相談・公正証書の作成は 公証役場

将来、判断能力が低下したときに備えて、財産の管理や施設への入所など身上に関する事務を自分に代わって行う人（任意後見人）をあらかじめ選び、その内容と方法を決めておく制度です。

制度の仕組み



利用するには

本人と将来代理人として法律行為をしてもらう人（任意後見受任者）で、公証人が作成する公正証書による「任意後見契約」を結んでおきます。

本人の判断能力が低下したときに、本人や任意後見受任者等が家庭裁判所に申立て、任意後見監督人が選任されると、任意後見契約の効力が生じます。

任意後見人には任意後見契約で定められた代理権が与えられます。

●任意後見契約に必要な書類と金額・・・公証役場で作成

- | | |
|----------------------|----------------------|
| (1) 公正証書作成の基本手数料 | 11,000円 |
| (2) 登記嘱託手数料 | 1,400円 |
| (3) 法務局に納付する印紙代 | 2,600円 |
| (4) その他本謄本の証書代及び郵券代等 | |
| (5) 添付書類 | |
| ①本人 | ・印鑑登録証明書、戸籍謄本、住民票各1通 |
| ②任意後見受任者 | ・印鑑登録証明書、住民票各1通 |
- ※内容によって土地や建物の登記簿謄本等が必要な場合があります。

●任意後見監督人選任の審判に必要な書類と金額・・・家庭裁判所に提出

- | | |
|----------------|---------------------------|
| (1) 収入印紙 | 800円 |
| (2) 郵便切手 | 3,200円程度※各家庭裁判所により異なります。 |
| (3) 法務局に納付する印紙 | 1,400円 |
| (4) 添付書類 | 任意後見契約証書の写し、それ以外は法定後見と同じ。 |

※どちらの場合も、詳しくは公証役場、家庭裁判所に確認してください。

4.参考 公正証書遺言

福祉サービス利用援助事業も成年後見制度も、基本的には生前の財産管理や身上監護を担う制度であり、死後の財産のためのものではありません。死後の財産について本人の意思を反映するには、遺言が必要です。遺言には一般に、「自筆証書遺言」「公正証書遺言」「秘密証書遺言」がありますが、もっとも確実な方法が、「公正証書遺言」です。

相談・公正証書の作成は 公証役場

利用するには

本人（遺言者）が公証役場へ行き、遺言の内容を公証人に口述し、それを公証人が筆記して公正証書を作成します。

●証人：公正証書遺言の作成には、2名以上の証人の立会いが必要です。

※未成年者や遺言内容と利害関係のある人（推定相続人等）は証人になれません。（適当な人がいないときは公証役場に相談してください。）

●公正証書遺言の作成に必要な書類

- (1) 本人の印鑑登録証明書又は運転免許証、写真付住民基本台帳カード
- (2) 財産をもらう人が相続人の場合は戸籍謄本、その他の場合は住民票
- (3) 遺産の内容が土地、家屋であるときは、その登記簿謄本、評価証明書
- (4) 証人の住民票又は運転免許証

※公正証書の作成には、手数料が必要です。詳しくは公証役場に確認してください。

任意後見契約と公正証書遺言の作成は県内の公証役場へ (相談は無料です)

高松公証役場

〒760-0050 高松市亀井町2番地1
(朝日生命高松ビル7階)
Tel: (087) 813-3536

丸亀公証役場

〒763-0024 丸亀市塩飽町9番地1
Tel: (0877) 23-4734



5.問い合わせ先一覧

福祉サービス利用援助事業に関する問い合わせ先

市町社会福祉協議会	〒	所在地	電話
高松市社協	760-0066	香川県高松市福岡町2-24-10 福祉コミュニティセンター・高松 西館	087-811-5666
塩江支所	761-1612	高松市塩江町安原上東99-1 塩江地域保健活動センター内	087-893-0440
牟礼支所	761-0121	高松市牟礼町牟礼216-1	087-845-3984
庵治支所	761-0130	高松市庵治町978 庵治地域保健活動センター	087-870-3426
香川支所	761-1701	高松市香川町大野450 香川社会福祉センター	087-879-8021
香南支所	761-1404	高松市香南町横井1028 香南社会福祉センター	087-879-1313
国分寺支所	769-0101	高松市国分寺町新居1150-1 国分寺社会福祉センター	087-874-5770
丸亀市社協	763-0034	丸亀市大手町2-1-7 丸亀市保健福祉センター	0877-22-5700
綾歌分室	761-2405	丸亀市綾歌町栗西782 丸亀市綾歌保健福祉センター	0877-86-2881
飯山分室	762-0083	丸亀市飯山町下法草寺581-1 丸亀市飯山総合保健福祉センター	0877-98-4141
坂出市社協	762-0043	坂出市寿町1-3-38 坂出市福祉会館	0877-46-5078
善通寺市社協	765-0013	善通寺市文京町2-1-4 善通寺市総合会館	0877-62-1614
観音寺市社協	768-0067	観音寺市坂本町1-1-6 観音寺市社会福祉センター	0875-25-7773
大野原支所	769-1611	観音寺市大野原町大野原1260-1 大野原いきいきセンター	0875-54-5714
豊浜支所	769-1602	観音寺市豊浜町和田浜1544-1 豊浜福祉会館	0875-52-1212
さぬき市社協	769-2395	さぬき市寒川町石田東甲935-1 さぬき市寒川庁舎内3階	0879-26-9940
津田支所	769-2402	さぬき市津田町津田138-15 さぬき市津田出張所	0879-42-2522
大川支所	761-0902	さぬき市大川町富田中2197-1 大川社会福祉センター	0879-43-6590
志度支所	769-2102	さぬき市鴨庄4610-44 志度社会福祉センター	087-894-1542
長尾支所	769-2301	さぬき市長尾東894-5 さぬき市長尾出張所	0879-52-2950
東かがわ市社協	769-2701	東かがわ市湊1809 白鳥社会福祉センター	0879-26-1122
大内支所	769-2601	東かがわ市三本松1295-15 大内社会福祉センター	0879-25-2473
三豊市社協	768-0101	三豊市山本町辻333-1 三豊市役所山本庁舎	0875-63-1014
高瀬支所	767-0011	三豊市高瀬町下勝間2449-1 高瀬町社会福祉センター	0875-72-4955
三野支所	767-0032	三豊市三野町下高瀬1978-1 市民センター三野	0875-72-2800
豊中支所	769-1506	三豊市豊中町本山甲201-1 三豊市豊中庁舎内	0875-62-1012
詫間支所	769-1101	三豊市詫間町宅間1338-127 三豊市文化会館内	0875-83-2460
仁尾支所	769-1406	三豊市仁尾町仁尾辛34-2 市民センター仁尾	0875-82-2042
財田支所	769-0401	三豊市財田町財田上2141 財田町国保高齢者保健福祉支援センター	0875-67-0115
土庄町社協	761-4106	小豆郡土庄町甲611-1 土庄町総合福祉会館	0879-62-2700
小豆島町社協	761-4431	小豆郡小豆島町片城甲44-95 小豆島町役場西館2階	0879-82-5318
池田支所	761-4301	小豆郡小豆島町池田2071番地2 小豆島町池田保健センター	0879-75-0018
三木町社協	761-0612	木田郡三木町大字氷上310	087-891-3317
直島町社協	761-3110	香川県直島町3694-1 直島町総合福祉センター	087-892-2458
宇多津町社協	769-0210	綾歌郡宇多津町1900 あみのうら交流センター内	0877-49-0287
綾川町社協	761-2305	綾歌郡綾川町滝宮276 綾川町梅の里社会福祉センター	087-876-4221
綾上支所	761-2205	綾歌郡綾川町東分甲343-3 綾川町もみじ温泉社会福祉センター	087-878-1155
琴平町社協	766-0004	仲多度郡琴平町榎井891-1 琴平町地域福祉ステーション	0877-75-1371
多度津町社協	764-0017	仲多度郡多度津町西港町127-1 多度津町民健康センター	0877-32-8501
まんのう町社協	769-0313	仲多度郡まんのう町生間415-1 まんのう町仲南支所内	0877-77-2991
琴南支所	766-0201	仲多度郡まんのう町造田1974-1 まんのう町琴南支所内	0877-85-0120
満濃出張所	766-0022	仲多度郡まんのう町吉野下430 まんのう町本庁舎内	0877-75-5081

香川県社会福祉協議会 〒760-0017 高松市番町一丁目10-35 TEL 087-861-8883

成年後見制度に関するお問い合わせ先

成年後見制度の諸手続きに関する窓口

●家庭裁判所～成年後見制度の申立てに関すること、家事手続案内●

●高松家庭裁判所

〒760-8585 香川県高松市丸の内2-27
Tel:087-851-1942 Fax:087-851-1505

●高松家庭裁判所丸亀支部

〒763-0034 香川県丸亀市大手町3-4-1
Tel:0877-23-5184 Fax:0877-23-2138

●高松家庭裁判所観音寺支部

〒768-0060 香川県観音寺市観音寺町甲2804-1
Tel:0875-25-2619 Fax:0875-24-0631

●高松家庭裁判所土庄出張所

〒761-4121 香川県小豆郡土庄町淵崎甲1430-1
Tel:0879-62-0224 Fax:0879-62-1774

●成年後見制度に関する情報、申立書類について●

●最高裁判所ホームページ

<http://www.courts.go.jp/>

●登記事項証明書の交付について●

●高松法務局 民事行政部戸籍課

087-821-6191 (代)

●法務省ホームページ

<http://www.moj.go.jp/>

●高齢者総合相談窓口●

地域包括支援センター

市町名	所在地	電話番号	市町名	所在地	電話番号
高松市	高松市桜町一丁目9番12号	087-839-2811	さぬき市	さぬき市寒川町石田東甲935番地1	0879-26-9931
一宮	高松市一宮町503番地40	087-885-4481	東かがわ市	東かがわ市湊1847番地1	0879-26-1261
山田	高松市川島本町191番地13	087-848-6451	三豊市	三豊市高瀬町下勝間2373番地1	0875-73-3017
勝賀	高松市香西南町476番地1	087-882-7401	土庄町	小豆郡土庄町淵崎甲1400-25	0879-62-1234
香川	高松市香川町川東上1865番地13	087-879-0991	小豆島町	小豆郡小豆島町片城甲44番地95	0879-82-7006
牟礼	高松市牟礼町牟礼302番地1	087-845-5711	三木町	木田郡三木町大字氷上310番地	087-891-3321
国分寺	高松市国分寺町新居1298番地	087-874-8961	直島町	香川県直島町1122-1 (直島町住民福祉課内)	087-892-3400
丸亀市	丸亀市大手町二丁目1番7号	0877-24-8933	宇多津町	綾歌郡宇多津町1881番地	0877-49-8740
坂出市	坂出市室町二丁目3番5号	0877-44-5091	綾川町	綾歌郡綾川町陶1720番地1	087-876-1002
善通寺市	善通寺市文京町2丁目1番1号	0877-63-6364	琴平町	仲多度郡琴平町榎井891番地1	0877-75-6880
観音寺市	観音寺市坂本町一丁目1番1号	0875-25-7791	多度津町	仲多度郡多度津町栄町三丁目1-73	0877-33-1138
			まんのう町	仲多度郡まんのう町吉野下430番地	0877-73-0125

弁護士会・司法書士会・社会福祉士会 による相談窓口



●香川県弁護士会

香川県高松市丸の内2-22
電話:087-822-3693

●香川県司法書士会 (成年後見センター・リーガルサポートかがわ)

香川県高松市西内町10番17号
電話:087-821-5701 FAX:087-821-5879

●香川県社会福祉士会 (ばあとなあ香川)

香川県丸亀市飯山町下法草寺581番地1
丸亀市飯山総合保健福祉センター1階
電話:0877-98-0854 FAX:0877-98-0856